

# 第 6 期事業年度（平成 21 年度）監査報告書

平成 22 年 6 月 7 日

国立大学法人電気通信大学  
学 長 梶 谷 誠 殿

国立大学法人電気通信大学  
監 事 船 井 一 美  
監 事 宮 田 清 藏

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項に基づき、国立大学法人電気通信大学の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの第 6 期事業年度の業務執行について監査いたしました。その結果につき、以下の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法の概要

監事は、当期の監査計画及び一般に認められた監査手続に従い、役員等から事業の報告を聴取し、回付された重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を監査しました。

また、会計監査人から報告、説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の正確性について監査いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書は、法令及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠し、国立大学法人会計基準の規定に従って作成され、法人の財政及び運営状態を正しく示しており、附属明細書は適切に補足説明していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

以 上